

貸与奨学生 支給対象者要件

1、学力基準

項目		「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」
2020年度入学者 (1年生)	いずれかに該当	<p>①中学校最終学年の成績の平均が3.5以上</p> <p>②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とするもの（児童養護施設等入所者、里親による養育制度を受けている者等）で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること</p> <p>イ. 学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること</p>
2017年度入学者 2018年度入学者 2019年度入学者 (2年生以上)	いずれかに該当	<p>①本人の属する学科において平均水準以上である者</p> <p>②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とするもの（児童養護施設等入所者、里親による養育制度を受けている者等）で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること</p> <p>イ. 学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること</p> <p>③高等学校卒業程度認定試験合格者であること</p>
2016年度以前 入学者 (2年生以上)	いずれかに該当	<p>①本人の属する学科において平均水準以上である者</p> <p>②高等学校卒業程度認定試験合格者であること</p>

※本校における平均水準以上の学力とは、定期試験での上位2/3位内に属することを言います。

「第二種奨学金のみ」

次の①～③いずれかに該当すること

- ①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること
- ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること
- ③学習に意欲があり学業を確実に終了できる見込みがあること

2、家計基準

項目		「第一種奨学金のみ」
2017年度以降 入学者	い ず れ か に 該 当	①申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が世帯人数ごとに設定された収入基準以下であること
		②生計維持者の住民税が非課税（市区町村税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とするもの（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）のいずれかであること
2016年度以前 入学者		申請時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準以下であること。

「第二種奨学金のみ」又は「併用貸与」

申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準以下であること。

家計基準に関して、ご自身の家庭が貸与奨学金採用要件に該当するかどうか、[進学資金シミュレーター](#)をご活用ください。

進学資金シミュレーターURL：<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>